

令和 8 年 度 社 会 福 祉 施 設 等 整 備 方 針

・ 整備の基本的な考え方	1
・ 地域福祉課所管施設 救護施設、無料低額宿泊所	2
・ 障がい福祉課所管施設 障害福祉サービス事業所等	3
・ 少子化対策課所管施設 児童館	7
・ 子どもの育ち支援課所管施設 放課後児童クラブ、病児保育施設	9
・ 児童相談支援課所管施設 児童養護施設、乳児院、委託一時保護専用ユニット、里親支援センター 児童家庭支援センター、児童自立生活援助事業所	11
・ 家庭福祉・施設整備課所管施設 母子生活支援施設	14
・ 長寿介護課所管施設 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム	15

令和8年度社会福祉施設等整備方針について

令和7年5月
三重県子ども・福祉部

＜整備の基本的な考え方＞

三重県では、市町、民間事業者と連携し、社会福祉施設等の整備を計画的に進めていきます。

整備方針には、施設種別ごとに、方針策定の考え方、現状・課題、整備対象や優先度などを示していきます。

また、整備する社会福祉施設等については、提出された整備計画の中から緊急度の高いもの、地域のバランス及び住民ニーズ等をふまえてより効果的に事業の実施ができるもの、予算をより効率的に執行できるものを優先に、厳正かつ公平に審査し選定します。

なお、施設の老朽化への対応、地震・津波対策など防災上の対応、感染症対策、県産材をはじめとする木材利用の促進及びユニバーサルデザインへの対応についても配慮していきます。

施設整備に係る具体的な助成額、助成制度等については、今後の国の補助金・交付金制度等の動向や国および県予算の状況をふまえて決定します。

令和8年度社会福祉施設等整備方針（地域福祉課所管施設）

課名〔地域福祉課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・生活保護法で規定されている保護施設（救護施設）及び社会福祉法で規定されている無料低額宿泊所については、入所者等の安全確保、地域のニーズ、緊急性をふまえ、必要な整備を進める。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	令和8年度整備方針
救護施設	全県	・県内 3か所 ・定員 計250名 （令和7年4月1日現在）	救護施設は、精神疾患等により、在宅生活を送ることが難しい処遇困難ケースが多く、入所者の高齢化も進んでいる。 無料低額宿泊所は、いわゆる	入所者等の安全確保、地域のニーズ、緊急性をふまえ、必要な整備を進める。
無料低額宿泊所	全県	・県内 1か所 ・定員 計64名 （令和7年4月1日現在）	貧困ビジネスへの規制強化を図るため、令和2年に条例を制定し事前届出制の導入等を行っており、引き続き施設の適切な運営に留意していく必要がある。	

令和8年度社会福祉施設等整備方針（障がい福祉課所管施設）

課名〔障がい福祉課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・ 障がいの有無に関わらずお互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざして、障がい者関係施設の整備を進める。
- ・ 「みえ障がい者共生社会づくりプラン」における障害福祉サービスの必要量の見込みや障害保健福祉圏域の整備状況、緊急性や必要性を総合的に判断し整備する。
- ・ 新規整備（障がい者）の対象は、障がい者の重度化への対応、地域生活への移行および地域生活の支援の観点から、日中活動系サービスのうち生活介護および居住系サービスのうち共同生活援助の事業所を優先する。
- ・ 新規整備（障がい児）の対象は、児童発達支援センター、重症心身障がい児および医療的ケア児を支援する障害児通所支援事業所を優先する。
- ・ 既設建物の大規模修繕等の対象は、感染防止対策や防災対策、障がい者の重度化への対応など、入所者等の安全・安心に資する整備とする。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	令和8年度整備方針
日中活動系サービス事業所	別表1のとおり	別表2のとおり	1 入所施設から地域生活への移行が進んでいない。 2 障害保健福祉圏域によって指定する事業所の数に差が生じている。 3 相談および地域の体制づくりなどの機能を集約した地域生活支援拠点機能を有する事業所ならびに障がい児支援の中核となる機能を有する事業所の設置が進んでいない地域がある。 4 建物の防災対策に取り組む必要がある。	社会福祉法人等が整備する社会福祉施設等施設整備費補助金または次世代育成支援対策施設整備交付金の交付対象となる日中活動系サービス事業所の施設整備について、当該法人に対して補助を行うことにより、障害福祉サービスの充実を図る。 新規整備、大規模修繕等の優先順位については、緊急性や必要性を総合的に判断し決定することとし、それぞれにおける優先順位は以下のとおりとする。 1 新規整備 - 以下（1）を優先し、（1）において同順位の場合は（2）から（4）を満たす整備を優先する。 （1）みえ障がい者共生社会づくりプランにおけるサービス見込量を考慮して、日中活動系サービス事業所が不足する圏域の整備 （2）地域生活支援拠点機能または児童発達支援センターの機能を有する事業所 （3）主に重度心身障がい児者や医療的ケア児者を支援する事業所 （4）短期入所を併設する事業所 2 既存建物の大規模修繕等 建物の防災対策について、緊急性や必要性を考慮して優先順位を付けることとする。

施設種別	圏域	現状	課題	令和8年度整備方針
居住系サービス事業所	別表1のとおり	別表2のとおり	1 入所施設から地域生活への移行が進んでいない。 2 障害保健福祉圏域によって指定する事業所の数に差が生じている。 3 障がいが重度であっても、地域で安心して生活できる場所の確保が求められている。 4 建物の防災対策及び感染防止対策に取り組む必要がある。	社会福祉法人等が整備する社会福祉施設等施設整備費補助金および三重県障害者グループホーム緊急整備事業費補助金の交付対象となる共同生活援助事業所の施設整備について、当該法人に対して補助を行うことにより、障害福祉サービスの充実を図る。 なお、住宅地および住宅地と同程度に利用者家族、地域住民との交流が確保される地域への設置を整備の対象とする。 新規整備、大規模修繕等の優先順位については、緊急性や必要性を総合的に判断し決定することとし、それぞれにおける優先順位は、以下のとおりとする。 1 新規整備 - 以下（１）を優先し、（１）において同順位の場合は（２）から（４）を満たす整備を優先する。 （１）みえ障がい者共生社会づくりプランにおけるサービス見込量を考慮して、共同生活援助事業所が不足する圏域の整備（ただし、日中サービス支援型については優先対象とする。） （２）障がい者の重度化や高齢化に対応できる事業所 （３）障害者支援施設や精神科病院から地域生活への移行を目的に設置する事業所 （４）短期入所を併設する事業所 2 既存建物の大規模修繕等 - 以下（１）、（２）を同順位とし、緊急性や必要性を考慮して優先順位を付けることとする。 （１）多床室の個室化改修等の感染防止対策 （２）スプリンクラー、非常用自家発電設備等の防災対策

3 その他

次の諸点に該当する整備事業とする。

- ・ 障害福祉サービスの提供方針、利用者の状況、指定基準、資金計画等を十分検討し、中長期的視点を含め着実に事業が実施できると考えられる施設。
- ・ 障がい者の地域社会との日常的な交流が図られる施設。
- ・ 立地に関して各種災害に対する安全性が確保され、設備の面で防災・減災への配慮がなされている施設。
- ・ 公共工事に準じた入札・契約等の各種手続きが実行できること。

(別表1) 障害保健福祉圏域

令和7年4月1日現在

圏域名	圏域内市町
桑名員弁	桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町
四日市	四日市市、菰野町、朝日町、川越町
鈴鹿亀山	鈴鹿市、亀山市
津	津市
松阪多気	松阪市、多気町、明和町、大台町
伊勢志摩	伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
伊賀	名張市、伊賀市
紀北	尾鷲市、紀北町
紀南	熊野市、御浜町、紀宝町

(別表2) 障害福祉サービス事業所等の現状

			令和7年度									
種類	種類	単位	桑名 員弁	四日市	鈴鹿 亀山	津	松阪 多気	伊勢 志摩	伊賀	紀北	紀南	計
日中活動系サービス												
生活介護	現状	事業所数	17	45	25	48	32	32	24	5	5	233
		定員数	346	1,218	653	1,060	719	666	562	137	132	5,493
	サービス見込量	人	481	970	602	739	574	692	504	116	138	4,816
	サービス量実績	人	443	890	557	714	556	669	475	114	131	4,549
児童発達支援センター	現状	事業所数	1	1	3	1	2	1	2	0	1	12
		定員数	30	80	94	40	60	30	36	0	24	394
	整備目標	各市町に 1か所以上	4	4	2	1	4	7	2	2	3	29
児童発達支援事業所 （重心）	現状	事業所数	4	4	3	8	4	1	1	0	0	25
		定員数	22	27	24	44	20	5	6	0	0	148
	整備目標	各市町に 1か所以上	4	4	2	1	4	7	2	2	3	29
放課後等デイサービス事業所（重心）	現状	事業所数	5	4	4	6	4	1	1	0	0	25
		定員数	37	29	29	34	20	5	6	0	0	160
	整備目標	各市町に 1か所以上	4	4	2	1	4	7	2	2	3	29
居住系サービス												
共同生活援助	現状	事業所数	23	38	29	44	35	22	19	4	3	217
		定員数	313	718	376	552	415	348	310	59	53	3,144
	サービス見込量	人	278	515	340	367	290	404	282	75	69	2,620
	サービス量実績	人	314	506	316	364	274	361	283	81	61	2,560

注)

- 1 現状の事業所数・定員数は、令和7年4月1日現在（生活介護は障害者支援施設分を含む）
- 2 サービス見込量は、「みえ障がい者共生社会づくりプラン-2024年度～2026年度-」における令和8年度のサービス見込量（1か月あたり）
- 3 サービス量実績は、令和7年1月分
- 4 整備目標は、「みえ障がい者共生社会づくりプラン-2024年度～2026年度-」における令和8年度の目標

令和8年度社会福祉施設等整備方針（少子化対策課所管施設）

課名〔少子化対策課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・健全な遊びを通じて、子どもの生活の安定と子どもの能力の発達を援助していく拠点施設である児童館を整備するにあたり、地域のニーズに応じた子ども・子育て環境の向上のための施設整備を推進する。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	令和8年度整備方針
児童館	全県	大型児童館 1館 小型児童館 28館 児童センター 13館 計 42館 （1県10市6町） （令和7年5月1日現在）	1 施設の老朽化対策は、各市町における長寿命化計画に沿って計画的に実施する必要がある。 2 児童の健全育成活動の拠点である児童館のない地域がある。 3 児童館の中で、放課後児童クラブを行うことは、様々な利点があるが、放課後児童クラブを行っている児童館は多くない。	市町や社会福祉法人等が行う児童館の整備事業に関して市町に補助を行うことで施設整備を推進する。補助は国の次世代育成支援対策施設整備交付金の交付を受ける市町に限る。 優先度の高いものから1、2、3、4、5の順とする。 緊急性や必要性を総合的に判断し優先順位を決定することとし、放課後児童クラブを設置している児童館や設置を行う児童館を優先する。 1 既存の児童館における大規模修繕等のうち、地震・津波などの防災対策のための改修工事等に係る整備事業 2 児童館のない市町における新たな児童館の創設 3 児童館のある市町における新たな児童館の創設 4 既存の児童館を拡張・改築する整備

施設種別	圏域	現状	課題	令和8年度整備方針
				5 その他大規模修繕等の整備 5において、優先度の高いものから(1)、(2)、(3)の順とする。 (1) 老朽化による危険箇所の整備 (2) ユニバーサルデザイン化の整備 (3) (1)(2)以外の理由による大規模修繕の整備

令和8年度社会福祉施設等整備方針（子どもの育ち支援課所管施設）

課名〔子どもの育ち支援課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・地域の実情やニーズに応じた子育て環境の向上のための施設整備を推進する。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	令和8年度整備方針
放課後児童クラブ	全県	放課後児童クラブ数 436か所 (令和6年5月1日現在) ※令和7年5月1日現在の 数値については、今後調査予 定。	1 小学校の統廃合等によ り、現在使用中の施設が使用 できなくなる場合があ る。 2 施設の災害対策が必要な 場合がある。 3 放課後児童対策の需要が見 込まれるにも関わらず、放課 後児童クラブが存在しない地 域がある。 4 待機児童が生じている市 町がある。	「放課後児童クラブ運営指針」に基づき、支援の単位あたりの児童数がおおむね40人以下となるよう施設整備を推進することとし、市町等が行う施設整備（創設・改築・拡張・大規模修繕・応急仮設施設整備）を支援する。 国の「子ども・子育て支援施設整備交付金」または「子ども・子育て支援交付金（放課後子ども環境整備事業）」の交付を受けることを条件とする。 また、当該整備にあたっては、市町の福祉部局と教育委員会の連携を密にして取り組むものとする。 優先度の高いものから1、2、3、4、5、6の順とする。 1 小学校の統廃合による整備、または借家等で実施しているが使用不能になる場合の整備 2 地震対策あるいは津波対策等のための整備 3 放課後児童クラブ未設置小学校区における整備 4 既存の放課後児童クラブ室では需要に対して充分に対応できていない地区において、受け入れ枠拡大に繋がる整備 5 放課後子ども教室と一体となって実施するための整備または学校の余裕教室を活用して行う整備 6 1から5の理由以外での整備

施設種別	圏域	現状	課題	令和8年度整備方針
病児保育施設	全県	病児保育施設数 22か所 (令和7年5月1日現在)	1 子育て家庭の病児保育に係る需要が見込まれるにも関わらず、病児保育施設が存在しない又は不十分な地域がある。 2 病児保育事業は、利用者数が安定せず、採算が取れないことがあるため、設置や運営が難しい場合がある。 3 施設の災害対策が必要な場合がある。	国の「子ども・子育て支援施設整備交付金」の交付を受けることを条件として、病院又は診療所、社会福祉法人等が病児保育施設を整備するために必要な経費について、市町に対して補助を行うことで、病児保育の推進を図る。 優先度の高いものから1、2、3、4、5の順とする。 1 現在病児保育事業で使用している建物が使用不能になる場合の整備 2 地震対策あるいは津波対策等のための整備 3 病児保育施設未設置市町における整備 4 既存の病児保育施設では需要に対して充分に対応できていない地区において、受け入れ枠拡大に繋がる整備 5 1から4の理由以外での整備

令和 8 年度社会福祉施設等整備方針（児童相談支援課所管施設）

課名〔児童相談支援課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・ 児童養護施設、乳児院等については、「小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換」に向けた取組を進め、子どもの最善の利益を保障するものになるよう施設整備を推進する。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	令和 8 年度整備方針
児童養護施設	全県	施設数 1 1 施設 公立 0 施設 民間 1 1 施設 (令和 7 年 4 月 1 日現在)	1 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組が求められている。 2 築年数の経過による施設の老朽化対策として、増改築、大規模修繕等が求められている。	優先度の高いものから 1, 2 の順とするが、緊急性や必要性により優先度を総合的に判断する。 1 小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換 施設の新設・改築・拡張にあたっては、小規模かつ地域分散化するための施設整備や、本体施設を小規模グループケアの構造にする、または一時保護専用施設等を創設・拡張するなど高機能化及び多機能化・機能転換を図る施設整備を優先する。 特に、地域分散化については、「施設地域分散化等加速化プラン」に対応する整備を優先する。
乳児院	全県	施設数 3 施設 公立 0 施設 民間 3 施設 (令和 7 年 4 月 1 日現在)		2 老朽化対応や防災強化対応のための増改築、大規模修繕等 施設の移設（新設を含む。）、大規模修繕、増改築、拡張にあたっては、「次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について」（令和 5 年 8 月 2 2 日こ成事第 3 7 0 号こども家庭庁長官通知）により整備を行う耐震化等整備事業や老朽民間児童福祉施設整備事業を優先する。 老朽化については、こども家庭庁成育局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」における老朽度点数により著しく老朽化した施設を優先する。

施設種別	圏域	現状	課題	令和 8 年度整備方針												
委託一時保護専用ユニット（乳児院、児童養護施設）	全県	施設数5施設 <table><tr><td></td><td>乳児院</td><td>児童養護施設</td></tr><tr><td>公立</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>民間</td><td>1</td><td>4</td></tr><tr><td>計</td><td>1</td><td>4</td></tr></table> (令和 7 年 4 月 1 日現在)		乳児院	児童養護施設	公立	0	0	民間	1	4	計	1	4	県児童相談所一時保護所の入所率が高いことなどにより、児童の適切なケアの確保について課題を有しているため、地域において一定数の一時保護児童を安定的に受け入れることができる委託先の確保が必要となっている。	児童相談所単位での設置を進めることとし、県児童相談所一時保護所のない地域及び乳児院での整備を優先する。
	乳児院	児童養護施設														
公立	0	0														
民間	1	4														
計	1	4														
里親支援センター	全県	施設数1施設 公立0施設 民間1施設 (令和 7 年 4 月 1 日現在) フォスタリング機関は、2 施設である。	里親への適切かつ十分な支援の提供が求められており、現在のフォスタリング機関の体制強化が必要となっている。	現在、里親への支援提供ノウハウを有し里親支援センターへ移行するフォスタリング機関の整備を優先する。												
児童家庭支援センター	全県	施設数7施設 公立0施設 民間7施設 (令和 7 年 4 月 1 日現在) 令和 2 年度までに全児童相談所管内に設置済	児童養護施設において、地域からの相談に応じたり、指導等を行う児童家庭支援センター設置の必要性が高まっている。 児童相談所管内への複数のセンターの設置について地域性や相談ニーズなどにより検討していく必要がある。	児童相談所管内への複数のセンターの設置について、施設の地域性や相談ニーズを考慮し、必要性に応じて整備を進める。												

施設種別	圏域	現状	課題	令和 8 年度整備方針
児童自立生活援助事業 所（Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型）	全県	（Ⅰ型） 施設数 2 施設 公立 0 施設 民間 2 施設 (令和 7 年 4 月 1 日現在)	現在の入所率が高いことなどにより、児童の自立に向け適切なケアを確保するため、地域において一定数の児童を安定的に受け入れることができるよう児童自立生活援助事業の実施場所の確保が必要となってきている。	児童自立生活援助事業の実施場所について、施設の高機能化及び多機能化・機能転換を図るため、児童自立生活援助事業Ⅱ型を優先する。児童自立生活援助事業の実施場所のない地域においては、児童の自立支援ニーズを考慮し、地域における必要性に応じて整備を進める。

令和 8 年度社会福祉施設等整備方針（家庭福祉・施設整備課所管施設）

課名〔家庭福祉・施設整備課〕

1 整備方針策定の考え方

母子生活支援施設については、入居者の安全確保、老朽化や防災強化、地域の子育て支援施設としてのニーズへの対応をふまえ、施設整備を推進する。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	令和 8 年度整備方針
母子生活支援施設	全県	施設数 4 施設 公立 0 施設 民間 4 施設 (令和 7 年 4 月 1 日現在)	1 DV被害を受けた母子世帯の利用が多く、安心して生活ができる環境の提供が必要である。 2 施設の老朽化への対応や津波・浸水等災害への対応の必要性が高まっている。 3 産後ケアなど、施設の専門性を活用して地域の子育て世帯を支援するニーズが高まっている。	優先度の高いものから 1、2、3 の順とするが、緊急性や必要性により優先度を総合的に判断する。 1 入居者への対応 入居者の母親及び子どもが生活を行ううえで居室の安全性を確保するほか、プライバシーの確保を目的とした施設整備 2 施設の老朽化対応や防災強化対応（耐震工事含む） 施設の移設（新設を含む）・大規模修繕・増改築・拡張にあたっては、こども家庭庁長官通知「次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について」（令和 5 年 8 月 22 日こ成事第 370 号）別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」により整備を行う耐震化等整備事業や老朽民間児童福祉施設整備事業 老朽化については、こども家庭庁成育局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」における老朽度点数により著しく老朽化した施設 3 専門性の活用 母と子に一体的な支援ができる施設として培ってきた専門性を活用し、妊娠・育児中の疲れや悩み、不安を抱える妊婦の産後ケアなど、多様な地域の子育て世帯支援のニーズに対応可能な施設整備

令和 8 年度社会福祉施設等整備方針（長寿介護課所管施設）

課名〔長寿介護課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・第 9 期三重県介護保険事業支援計画における施設利用者数の見込みや市町の意向等をふまえて、施設サービスを必要とする高齢者が円滑に入所できるよう、老人保健福祉施設の整備を進める。
- ・在宅要介護高齢者の施設サービスへのニーズの高まりを踏まえ、介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設及び介護医療院）及び養護老人ホームを優先する。
- ・県補助を受けずに、介護保険施設を整備（創設及び増築）する場合についても審査の対象とする。
- ・圏域については、別表「老人福祉圏域」のとおりとする。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状・課題	令和 8 年度整備方針
介護老人 福祉施設 （特別養護 老人ホーム）	圏域別	<現状> 下表のとおり <課題> 1 入所申込者が依然として多数に上るため、整備を進める必要がある。 2 利用者一人ひとりの個性や生活のリズムを尊重したユニットケアを推進するため、ユニット型施設の整備を進める必要がある。 3 老朽化した施設について、緊急度を勘案の上、整備を進める必要がある。	1 創設・増築 ・圏域ごとに令和 8 年度整備可能数の範囲内とする。 ・整備に当たっては、ユニット型施設を基本とする。ただし、地域の実情に応じて、市町の意見を聞いた上で従来型施設を整備する場合は、令和 8 年度整備における特別養護老人ホームの全整備選定数（創設・増築分）の 3 割の範囲内とする。 2 改築 ・老朽化した施設について、緊急度を勘案の上、改築による整備を進める。なお、整備に当たっては、定員の増減を伴わないものとし、ユニット型施設への改築に限る。 ・整備数は、県全体で 130 床以内とする。 3 創設・増築分を優先し、圏域ごとの整備可能数に余裕がある場合に限り、その範囲内において、特別養護老人ホームに併設されたショートステイの特養転換について別途募集・審査するものとする。

現状と整備可能数（単位：人分）

	北勢圏域	中勢伊賀圏域	南勢志摩圏域	東紀州圏域	合計	備考
既整備数	3, 1 3 8	3, 0 2 0	3, 0 4 5	5 9 2	9, 7 9 5	市町における整備対象となる小規模（定員 29 人以下）の特別養護老人ホームの定員数は含まない。
第 9 期介護保険事業支援計画に基づく 令和 7 年度整備計画数 (A)	3 0	1 0	0	0	4 0	
令和 7 年度整備予定数（ショートステイの転換含む。）(B)	1 0	0	0	0	1 0	
令和 8 年度への持越分 (C)=(A)-(B)	2 0	1 0	0	0	3 0	
第 9 期介護保険事業支援計画に基づく 令和 8 年度整備計画数 (D)	1 5 0	8 0	0	0	2 3 0	
令和 8 年度整備可能数 (C)+(D)	1 7 0	9 0	0	0	2 6 0	

施設種別	圏域	現状・課題	令和８年度整備方針					
介護老人 保健施設	圏域別	＜現状＞ 下表のとおり ＜課題＞ 1 在宅復帰支援と在宅生活支援という重要な役割を担うことから、計画的に整備を進める必要がある。 2 利用者一人ひとりの個性や生活のリズムを尊重したユニットケアを推進するため、ユニット型施設の整備を進める必要がある。 3 老朽化した施設について、緊急度を勘案の上、整備を進める必要がある。	1 創設・増築 ・圏域ごとに令和８年度整備可能数の範囲内とする。 ・整備に当たっては、ユニット型施設を基本とする。ただし、地域の実情に応じて、市町の意見を聞いた上で従来型施設を整備する場合は、令和８年度整備における介護老人保健施設の全整備選定数（創設・増築分）の５割の範囲内とする。 2 改築 ・老朽化した施設について、緊急度を勘案の上、改築による整備を進める。なお、整備に当たっては、定員の増減を伴わないものとし、ユニット型施設への改築に限る。 ・整備数は、介護老人保健施設及び介護医療院で計１施設とする。					
		現状と整備可能数（単位：人分）						
			北勢圏域	中勢伊賀圏域	南勢志摩圏域	東紀州圏域	合計	備考
既整備数			2, 5 8 4	1, 6 3 5	2, 0 6 4	3 5 8	6, 6 4 1	
第９期介護保険事業支援計画に基づく 令和７年度整備計画数（Ａ）			0	0	0	0	0	
令和７年度整備予定数(B)			0	0	0	0	0	
令和８年度への持越分（C)=(A)-(B)			0	0	0	0	0	
第９期介護保険事業支援計画に基づく 令和８年度整備計画数（D）			4 0	0	0	0	4 0	
令和８年度整備可能数（C)+(D)			4 0	0	0	0	4 0	

施設種別	圏域	現状・課題	令和８年度整備方針					
介護医療院	圏域別	＜現状＞ 下表のとおり	1 創設・増築 - 圏域ごとに令和８年度整備可能数の範囲内とする。 - 一般病床などからの転換ニーズがあることを踏まえ、令和８年度における従来型施設の整備は、圏域ごとの整備可能数に達するまで可能とする。 2 改築 - 老朽化した施設について、緊急度を勘案の上、改築による整備を進める。なお、整備に当たっては、定員の増減を伴わないものとし、ユニット型施設への改築に限る。 - 整備数は、介護老人保健施設及び介護医療院で計１施設とする。					
		＜課題＞						
		1 主として長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、医学的管理の下における介護等の提供を行うという重要な役割を担うことから、計画的に整備を進める必要がある。						
		2 利用者一人ひとりの個性や生活のリズムを尊重したユニットケアを推進するため、ユニット型施設の整備を進める必要がある。						
		3 老朽化した施設について、緊急度を勘案の上、整備を進める必要がある。						
現状と整備可能数（単位：人分）								
			北勢圏域	中勢伊賀圏域	南勢志摩圏域	東紀州圏域	合計	備考
既整備数			9 6	1 3 5	7 8	6 0	3 6 9	
第９期介護保険事業支援計画に基づく令和７年度整備計画数（A）			0	0	0	0	0	
令和７年度整備予定数(B)			0	0	0	0	0	
令和８年度への持越分（C）=（A）-（B）			0	0	0	0	0	
第９期介護保険事業支援計画に基づく令和８年度整備計画数（D）			0	0	0	3 0	3 0	
令和８年度整備可能数（C）+（D）			0	0	0	3 0	3 0	
養護老人ホーム	—	老朽化した施設について、緊急度を勘案の上、整備を進める必要がある。	老朽化した施設について、緊急度を勘案の上、改修又は改築による整備を進める。					

・選定については、別に定める「特別養護老人ホーム・介護老人保健施設等整備選定方針」のとおりとする。

(別表)老人福祉圏域

令和7年4月1日現在

圏域名	圏域内市町
北勢	四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市 木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町
中勢伊賀	津市、名張市、伊賀市
南勢志摩	伊勢市、松阪市、鳥羽市、志摩市 多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
東紀州	尾鷲市、熊野市 紀北町、御浜町、紀宝町